

一般財団法人ジャイアン 2020 奨学金給付規程

第1章 総則

一般財団法人ジャイアン 2020（以下、「本財団」という）定款第3条の及び第4条に基づき、この規程を定める。

第1条（奨学生の資格）

本財団の奨学金を受ける者（以下、「奨学生」という）は、次の基準とともに該当する者とする。

- (1) 関東地区の大学、高等専門学校、高等学校に在籍する正規学生である日本国籍の学生のうち、母子家庭である者。
- (2) 健康であり、向上心をもって学業に取り組み、かつ将来に目的をもち、就学の維持のために奨学金の給付が必要と認められる者。

第2条（奨学金の額及び給付期間）

この規程の第1条の奨学生に給付する奨学金の額は、月額50,000円とする。

- 2 前項の奨学金を給付する期間は、給付開始月から正規の最短卒業の月までとする。
- 3 第1条の高等学校の奨学生が、卒業時に極めて模範となるべき人物と理事会が決定した場合、進学後も継続して月額50,000円の奨学金を給付する場合がある。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

第3条（奨学生の募集）

奨学生の募集は、毎年5月に行うものとする。ただし、理事会の決定により、臨時の募集時期を設定することができる。

第4条（書類選考時点の必要書類）

この規程の第1条の奨学生志望者は、次に掲げる書類を本財団に郵送で提出するものとする。

- (1) 願書（本人記載） 課題文書
- (2) 学生証の写し
- (3) 学校長等の推薦書（学校指定のもの）
- (4) 保護者記載の推薦書及び世帯の状況（養育の子供の人数、世帯収入を記載）
- (5) 成績証明書（直近のもの）

第5条（面接選考時点の必要書類）

書類選考通過者は、次に掲げる書類を本財団に郵送で提出するものとする。

- (1) 世帯収入を証明する公的書類
- (2) 世帯全員が記載の住民票

第6条（奨学生の採用）

当財団の代表理事及び事務局長は、この規程の第4条の書類を受け取ったのち、書類の内容を確認し、当財団の選考基準を満たす者を選考する（以下、「一次選考」とする）。

- 2 本財団の代表理事及び事務局長は、一次選考を通過した者と面接をした上で、当財団の選考基準の確認を行い、奨学生候補者を決定する。（以下、「二次選考」とする）。
- 3 奨学生選考委員会は、二次選考で選考された候補者の中からさらに奨学生として採用する者を決定する。（以下、「最終選考」とする）。
- 4 最終選考で選考した奨学生候補について、代表理事がその採用を決定し、当財団が結果を本人に通知する。
- 5 奨学生として合格した者は、前項の通知を受けた日から、2週間以内に署名・押印をした承諾書を当財団あてに提出しなければならない。

第7条（奨学金の給付方法）

奨学金は、毎月一定日に給付するものとし、特別の事情あるときは、複数月分の奨学金を合わせて給付することができる。

- 2 奨学金の給付は、銀行振込みによるものとする。

第8条（報告事項）

奨学生は、毎年度末、学業成績表及び生活状況報告書を当財団に提出しなければならない。

第9条（異動届出）

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、当財団に直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保護者が届け出るものとする。

- (1) 休学、転学、留学、若しくは退学したとき又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

第10条（奨学金の停止・廃止）

当財団の奨学生に合格後、あるいは当財団奨学生として採用後、次の各号の一に該当する場合、その月をもって奨学金の支給を停止、もしくは打ち切りとなる。

- (1) 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- (2) 在籍高校での学籍を失った場合。
- (3) 留学、留年、休学した場合。
- (4) 本人の違法行為により、有罪判決を受けた場合。

- (5) 学生としてふさわしくない行為があり。停学等の処分を受けた時。
- (6) 前各号の他、当財団の奨学生として適当でない事実が判明し、当財団の選考委員会で社会通念上も受給資格がないと判断した場合。

第11条（奨学金の辞退）

奨学生は、いつでも本人の申し出により奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の指導

第12条（奨学生の指導）

当財団は、奨学生の資質の向上を図るため、セミナー等を開催するほか、奨学生に指導・助言を行うものとする。

第4章 補則

第13条（実施細目）

この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

改訂 令和3年10月1日から施行する。

改訂 令和5年10月1日から施行する。